農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 \bigcirc

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄) (傍線部分は改正部分)

二~四(略)	二~四(略)
	の保証を行うこと。
)並びに債務の保証を行うこと。	ないこととなった額の一部を補塡するものをいう。)並びに債務
済がなされないこととなった額の一部を補てんするものをいう。	じめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされ
て、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁	又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、あらか
債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合におい	、資金の貸付け及び預入れ、損害担保(貸付けに係る債務の全部
金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保(貸付けに係る	令で定めるものをいう <u>。以下同じ</u> 。) による貸付け、金銭の贈与
貸借であって、主務省令で定めるものをいう。)による貸付け、	的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、主務省
金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費	の引受け、劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後
る優先出資をいう。)の引受け、劣後特約付金銭消費貸借(元利	先出資法」という。) に規定する優先出資をいう。以下同じ。)
関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定す	関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優
業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機	業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機
事業の再編及び信用事業強化措置(以下この条において「信用事	事業の再編及び信用事業強化措置(以下この条において「信用事
一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用	一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用
げる業務を行うものとする。	げる業務を行うものとする。
第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲	第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲
(業務)	(業務)
現	改正案

附則

(震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込み等)

第三条 る事項並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載し 央金庫を通じて、 等」という。 協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)に対し当該引受け いう。) 特約付金銭消費貸借による貸付け 実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。 係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け 債権を相当程度有していることその他の事由によりその信用事業に 被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する 供与している者の財務の状況が東日本大震災 又は当該貸付けに係る優先出資又は貸付債権 ために必要となった特定農水産業協同組合等のうち東日本大震災の 主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施する とその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが の事故による災害をいう。以下同じ。)により相当程度悪化したこ 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所 が発行する優先出資の引受け又は震災特例組合等に対する劣後 指定支援法人は、 に係る第三十三条の要請を受けた場合において、 の取得に係る申込みをしようとするときは、 当該要請に係る震災特例組合等に対し、 農林中央金庫から震災特例組合等 (以下「優先出資の引受け等」と (平成二十三年三月十 (以 下 財務の状況を確 「特定優先出資 以下同じ 次に掲げ 農水産業 (信用を 農林中

附則

(農林中央金庫法の一部改正)

条第二項中解散及合併トアルハ解散トシ同法第六十五条中解散又ハ「損失処理案」の下に「トシ同法第三十八条ノ二第二項及第六十二「損失処理案」の下に「トシ同法第三十八条ノ二第二項及第六十二条第三条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

合併トアルハ解散」を加える。

画をいう。以下同じ。)の提出を求めなければならない。 た信用事業強化計画(震災特例組合等の信用事業の強化のための計

- 事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 信用事業強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、
- 下同じ。)の内容 下同じ。)の内容 下同じ。)の内容 「信用事業指導契約(震災特例組合等の信用事業の強化の おって、農林中央金庫が当該震災特例組合等の信用事業の強化の おって、農林中央金庫が当該震災特例組合等の信用事業の強化の 下同じ。)の内容
- 一被災債権(東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。以下同じ。)の譲渡その他の処分について損害担保契約(されないこととなった額の一部を補塡するための契約をいう。以されないこととなった額の一部を補塡するための契約をいう。以下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特別組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特別組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じ。)を震災特別組合等が行う場合にあっては、その旨及び下同じる。以下同じるの対象をはいる。
- 性化に資する方策として主務省令で定めるもの
 災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活
 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震

五 その他政令で定める事項

2 機構は、指定支援法人から平成二十九年三月三十一日までに震災

先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めなければならない。主務大臣に対し、指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込みを受けたときは、

(信用事業強化計画等)

第四条 指定支援法人が前条第二項の申込みをする場合には、当該申第四条 指定支援法人が前条第二項の申込みをする場合には、当該申

- を主務大臣に提出しなければならない。 を主務大臣に提出しなければならない。 を主務者令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる 強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下同じ。) 強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下同じ。)
- 央金庫が次条第一項の決定を受けて行う指導の内容の規定により提出する信用事業強化計画を実施するために農林中の規定により提出する信用事業強化計画を実施するために農林中の規定により提出する信用事業強化計画を実施するために農林中
- 二 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項
- 三 その他政令で定める事項

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

----第四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のよう

に改正する。

削り、 2 併の無効の訴えについて準用する。 務の負担部分の決定) 事件手続法 百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟 第二十一条第二項第一号中 商法第百四条第一項及び第三項、 同項を同条第三項とし、 (明治三十 の規定は、 一年法律第十四号)第百三十五条ノ八 同条第一項の次に次の (明治三十一年法律第十四号)」を 農林中央金庫の優先出資者の合 第百五条、 第百六条並びに第 一項を加える。 (債

第三十一条第二号中「又は」の下に「農林中央金庫若しくは」を

加える。

(金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する

(震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定)

- 域における経済の活性化のために適切なものであること。 対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地 付る方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に 信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第四号に掲
- | 信用事業強化計画を提出した震災特例組合等が農水産業協同 | 経常を完済することができない特定農水産業協同組合等が農水産業協同 | に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債 | で規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債 | と。
- 施のために必要な範囲であること。受け等が当該震災特例組合等による当該信用事業強化計画の実受け等が当該震災特例組合等による当該信用事業強化計画の実
- のいずれにも適合するものであること。 二 前条第二項の規定により提出された信用事業強化指導計画が次

法律の一部改正)

第五条 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関 家一高法特例法」を「損失処理案トシ同法第三十八条ノ二第二項」を「商法特例法」を「損失処理案トシ同法第三十八条ノ二第二項」を「商法特例法」を「損失処理案トシ同法第三十八条ノ二第二項」を「アハ合併トアルハ解散トシ商法特例法」に改正する。

の改正規定を次のように改める。 第十二条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十一条

第二十一条第二項を次のように改める。

- 号に定める訴えについて準用する。 次の各号に掲げる規定は、農林中央金庫の優先出資者の当該各
- 八(債務の負担部分の決定) 合併の無効の訴え 第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに 第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに
- | 一 | 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存在又は無効確認 | 一 | 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に | 対する訴え)(同法第二百八十条第一項(監査役への準用)に | おいて準用する場合を含む。) 理事長、副理事長、理事及び | おいて準用する場合を含む。) 理事長、副を表して、国連事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) 理事長、副理事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) はいて、国連事長、関連事長、関連事長、関連事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) はいて、国連事長、関連事長、関連事長、関連事長、関連事長、関連事長、関連事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) はいて、国連事長、関連事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) はいて、国連事長、関連事長、関連事及び | おいて準用する場合を含む。) はいて、国連事長、関連事及び | おいて、国連事長、関連事及び | おいて、国連事長、国連事長、国連事長、関連事長、国連身及び | おいて、国連事長、国連事長、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連身の | おいて、国連事長、国連身の | おいて、国連身の | おいて、国連身の | おいて、国連身の | おいて、国神の | おいて、国神の | おいて、国神の | おいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神の | はいて、国神のを含む。 | はいて、国神の | はいて、国神のないて、国神のないて、国神のないて、国神のないて

定により提出された信用事業強化計画の実施に資するものであ係る特定優先出資等に係る震災特例組合等から前条第一項の規信用事業強化指導計画の実施が附則第三条第二項の申込みに

れること。 「信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込ま」

ること。

まれていること。
れた附則第三条第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含三 前条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に記載さ

び助言に基づき適切に信用事業を行うこと。 要な指導及び助言を行い、当該震災特例組合等は、当該指導及関する指導その他震災特例組合等の信用事業の強化のために必関する指導をの他震災特例組合等の被災債権の管理及び回収に

な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。 の状況につき必要な報告を求め、当該震災特例組合等は、正当 の株況につき必要な報告を求め、当該震災特例組合等は、正当

までの間に限り、その効力を有するものであること。の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日の認定を表情導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項

附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいず付債権につき、当該特定優先出資等の取得に係る契約において、 当該特定優先出資等に貸付債権がある場合にあっては、当該貸

四 商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効の訴え) 資

本減少の無効の訴え

引受けを求めることができることが定められていること。
対し弁済した金額に相当する金額の震災特例組合等の優先出資の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者にの改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に

- 一三項の申込みをした指定支援法人及び機構に通知しなければならな 三項の申込みをした指定支援法人及び機構に通知しなければならな 主務大臣は、第一項の決定をしたときは、その旨を附則第三条第
- 合等が発行する当該取得に係る優先出資は、ないものとみなす。の決定に伴い特定優先出資等の取得を行う場合において震災特例組 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、機構が第一項
- ころにより、その旨をも登記しなければならない。当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めると 雲災特例組合等が前項に規定する優先出資を発行する場合には、
- は、速やかに、信用事業指導契約を締結しなければならない。 6 第一項の決定があったときは、震災特例組合等及び農林中央金庫

(信用事業強化計画等の公表)

を受けた信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を公表するもめるところにより、附則第四条第一項及び第二項の規定により提出第六条 主務大臣は、前条第一項の決定をしたときは、主務省令で定

おそれのある事項については、この限りでない。等が信用事業を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該震災特例組合等の財金者又は農林中央金庫の預金者その他の信用事業又は農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるの信用事業又は農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるの信用事業とは農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるのとする。ただし、当該信用事業強化計画を提出した震災特例組合

(信用事業強化計画等の変更)

第七条 ばならない。 化計画を提出した震災特例組合等 得を行った場合における附則第四条第一項の規定により信用事業強 の信用事業強化計画を主務大臣に提出して、 のを含む。 (主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。 をしようとするときは、 は、 附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取 当該信用事業強化計画(この項の承認を受けた変更後のも 以下この条から附則第九条までにおいて同じ。 主務省令で定めるところにより、 (以下「計画提出組合等」という その承認を受けなけれ の変更 変更後

項の承認をするものとする。 を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同 主務大臣は、前項の規定により変更後の信用事業強化計画の提出

第四号に掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水変更後の信用事業強化計画に記載されている附則第三条第一項

当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。産業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が

- 、同項の承認をするものとする。 提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り 主務大臣は、前項の規定により変更後の信用事業強化指導計画の
- こと。 強化指導計画に係る信用事業強化計画の実施に資するものである強化指導計画に係る信用事業強化計画の実施が当該変更後の信用事業
- 三 信用事業強化計画の変更その他信用事業強化指導計画の変更を

	業強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、
	済を受けるまでの間、当該決定に係る信用事業強化計画又は信用事
	た特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返
(新設)	第九条 主務大臣は、機構が附則第五条第一項の決定を受けて取得し
	合における当該報告について準用する。
	計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について報告を受けた場
	2 附則第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により信用事業強化
	けた場合は、この限りでない。
	優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受
	又は信用事業強化指導計画に係る同項の決定を受けて取得した特定
	告を行わなければならない。ただし、機構が当該信用事業強化計画
	況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報
	実施している信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状
	特定優先出資等の取得を行った場合における農林中央金庫は、その
(新設)	第八条 計画提出組合等又は附則第五条第一項の決定を受けて機構が
	(信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置)
	又は信用事業強化指導計画について準用する。
	おけるこれらの規定により提出を受けた変更後の信用事業強化計画
	5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の承認をした場合に
	することについてやむを得ない事情があること。

当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行を確保する当該信用事業強化計画又は信用事業強化計画を提出した農林中央計画提出組合等又は当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した農林中央化計画又は信用事業強化指導計画を提出した農林中央化計画又は信用事業強化指導計画の履行を確保するでは、当該信用事業強化指導計画の履行を確保するのの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行を確保する。

(信用事業強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十条 変更 ならない。 事業強化計画を主務大臣に提出し、 の全部につきその処分をし、 変更後のものをいう。 項の規定により提出したもの又は附則第七条第一項の承認を受けた の実施している信用事業強化計画 資等に係る震災特例組合等は、 にあっては変更後の でに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した新たな信用 間に終了する場合にあっては附則第三条第 (主務省令で定める軽微な変更を除く。 附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出 信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければ の実施期間が、 又は償還若しくは返済を受けるまでの 主務省令で定めるところにより、 (附則第四条第一項若しくはこの 当該新たな信用事業強化計 機構が当該特定優先出資等 項第一号から第四号ま をしようとする場合 画 \mathcal{O}

2 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、震災特例組合等が前項の規定により新たな信用事業強化計画を提出する場合にあっては当該信用事業強化計画を実施するために農林中央金庫が行う指導の内容並びに附則第三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合にあっては変更後の信用事業強化指導計画を実施するために農林中央金庫が行う事務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合にあっては変更後の信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

事業強化指導計画を提出した農林中央金庫について、それぞれ準用 信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画について、前二条の規 に当該信用事業強化計画を提出した震災特例組合等及び当該信用 事業強化計画及び信用事業強化指導計画について、前二条の規

(震災特例組合等の合併等の認可)

又は事業譲渡(以下「合併等」という。)を行おうとするときは、
出資等に係る震災特例組合等 (この項の認可を受けた場合における
っ。)であって機構が現に保有する特定優先出資等に係る発行者又
は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)は、合併
は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)は、合併
は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)は、合併
は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)は、合併
は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)

けなければならない。主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受

- の認可をするものとする。 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項
- 継組合等」という。) 事業(以下「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の特 者となる法人が当該対象組合等であること又は当該対象組合等が 実施している信用事業強化計画 定農水産業協同組合等 る場合を含む。) より提出したもの又は附則第七条第 (第五項において準用する場合を含む。) 合併等の後において当該特定優先出資等に係る発行者又は債務 の承認を受けた変更後のものをいう。 であること。 (新たに設立されるものを含む。 (附則第四条第 一項 (第五項において準用す 若しくは次項の規定に 一項、 前条第一 以 下 に係る 項
- いこと。 場合にあっては、承継組合等)の信用事業の強化に支障が生じな場合にあっては、承継組合等)の信用事業の強化に支障が生じな 合併等により当該対象組合等(計画関連業務の承継が行われる
- 切に行われる見込みが確実であること。
 | 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適
- 四 その他政令で定める要件

3

等に係る承継組合等があるときは、当該承継組合等は、主務省令で等が第一項の認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等前項第一号に規定する信用事業強化計画を実施している対象組合

を主務大臣に提出しなければならない。

げる事項その他主務省令で定める事項を記載した信用事業強化計画定めるところにより、附則第三条第一項第一号から第四号までに掲

5

おいて、 条第一 るのは 受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等」とあ のは 強化指導計画 等及び当該信用事業強化指導計画を提出した農林中央金庫について 出されたものを含む。)について、 から第九条までの規定は当該信用事業強化計画を提出した承継組合 信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画について、 条第一 前条の規定は当該信用事業強化計画 附則第六条の規定は主務大臣が前 「承継組合等」 項の規定により提出されたものを含む。 「附則第十一条第三項の規定により信用事業強化計画を提出 項の認可」 附則第六条中 (この項において準用する同条第二項の規定により提 と と 「前条第 前条第 同条ただし書中 一項中 一項の決定」とあるのは それぞれ準用する。 一項の規定により提出を受けた (この項において準用する同 「附則第五条第 「震災特例組合等」とある)及び当該信用事業 この場合に 項の決定を 附則第七条 「附則第十

替えは、政令で定める。

せた承継組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読品資等の」と、同条第二項及び第三項中「震災特例組合等」とあるのは「承継組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読

6 る。 認可」 八年法律第百十八号) 産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 条第五項、 合を含む。 五条第一 特別対象組合等が合併を行う場合における農業協同組合法第六十 とあるのは、 一項及び水産業協同組合法第六十九条第二項 第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場 の規定の適用については、 「行政庁の認可及び農林中央金庫及び特定農水 附則第十一条第一項の主務大臣の認可」とす これらの規定中 (同法第九十二 「行政庁の (平成

(総会等の特別議決に関する特例)

第十二条 農業協同 事項に係る総会又は総代会 第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。 業協同組合法第五十条第一号 る場合を含む。)及び水産業協同組合法第五十条(同法第五十二条 を発行する場合における農業協同組合法第四十六条第一号又は水産 組合法第四十六条 震災特例組合等が附則第三条第 〇 以 下 (同法第四十八条第七項において準用す (同法第九十二条第三項、 「総会等」という。 項の要請に係る優先出資 の議決は、 第九十六条 に掲げる

仮にすることができる。 (仮にすることができる。) の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、 (原において準用する場合を含む。) 、第九十二条第三項、第九十六 (原において準用する場合を含む。) の規定 (原において準用する場合を含む。) の規定 (原にすることができる。) の規定 (原にすることができる。) の規定

ならない。

し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければった場合においては、各組合員等に対し、当該仮議決の趣旨を通知った場合においては、各組合員等に対し、当該仮議決」という。)があ

係る議決があったものとみなす。 認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮議決をした事項に 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮議決を承

(資本準備金に関する特例)

第十三条 特別対象組合等は、特定優先出資等に係る優先出資の消却 第十三条 特別対象組合等は、特定優先出資等に係る優先出資の消却 まる おおができる。

(自己優先出資の消却に関する特例)

第十四条 特別対象組合等は、前条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、少して、剰余金の額を増加することができる。

では、総会等の議決によって消却を行うことができる。 、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲2 特別対象組合等に係る特定優先出資等に係る優先出資については

出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の特定優先

3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資(優先出資法第二等に係る優先出資を取得して消却を行う場合 二 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の特定優先出資

資本金の額を超えてはならない。

観に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、祭第五項に規定する普通出資をいう。)の総額と優先出資の額面金、前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資(優先出資法第二

4 第二項の議決は、特定農水産業協同組合等の定款の変更の議決の

例による。

(認定の申請)

った日から起算して十年を経過する日 (やむを得ない事情により当第十五条) 特別対象組合等は、機構による特定優先出資等の取得があ

(新設)

- 1 -

(信用事業が改善した旨の認定)

第十六条 載した計画 業が改善した旨の認定を申請することができる。 業が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記 る場合に該当するときは、 うち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定め に提出して、 の状況が 五項に規定する経営困難農水産業協同組合でなく 特別対象組合等は、 資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等の (以下「特別信用事業強化計画」という。) を主務大臣 農林中央金庫と連名で、 主務省令で定めるところにより、 農水産業協同組合貯金保険法第二条第 当該特別対象組合等の信用事 かつ、 その財務 信用事

特別信用事業強化計画の実施期間(五年を超えないものであっ

一 附則第三条第一項第四号に掲げる事項

て、

事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

三 収益の見通しその他主務省令で定める事項

央金庫は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 2 特別対象組合等が前項の規定による申請を行う場合には、農林中

臣に提出することができる。した計画(以下「特別信用事業強化指導計画」という。)を主務大

- 一農林中央金庫が行う信用事業の指導の内容
- 二 その他主務省令で定める事項
- 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。 定を行うことができる。
- 項に規定する経営困難農水産業協同組合でないこと。 当該特別対象組合等が農水産業協同組合貯金保険法第二条第五
- 三 当該特別対象組合等の信用事業が改善したと認められること。 加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。 「一 当該特別対象組合等について、その財務の状況が、資産の額が
- における経済の活性化のために適切なものであること。対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に

兀

特別信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第四号に

- ること。 特別信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれ
- 六 特別信用事業強化指導計画の実施が特別信用事業強化計画の実

施に資するものであること。

まれること。 特別信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込

5 4 る。 八 ۲, を提出した震災特例組合等 附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行 組合等」とあるのは のは 第十一条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用す 強化計画と、 する特別信用事業強化計画を附則第四条第一項に規定する信用事業 強化計画に係る信用事業強化指導計画は、 特別対象組合等が実施している信用事業強化計画及び当該信用事業 とあるのは った場合における附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画 一項に規定する信用事業強化指導計画とみなして、 等につき、 困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 特別対象組合等が第三項の認定を受けた場合には、 特別対象組合等が前項の認定を受けたときは、 この場合において、 附則第八条第一項中「計画提出組合等」とあるのは「附則第十 附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資 「附則第十六条第三項の認定」と、 「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」 その処分をし、 第二項に規定する特別信用事業強化指導計画を同条第 「特別対象組合等」と、 附則第六条中 (以 下 又は償還若しくは返済を受けることが 「計画提出組合等」という。 「前条第一項の決定」とある 同条ただし書中 それぞれその効力を失う。 附則第七条第 当該認定を受けた 附則第六条から 第一項に規定 「震災特例 一項中「

事項」 に限る。 第四項中 附則第三条第一 ものであって、 条第三項中 号及び第三号に掲げる事項」とあるのは 二項中 年を超えないものであって、 特定優先出資等の」 けた特別対象組合等」と、 係る震災特例組合等」とあるのは 附則第五条第一 組合等」 該決定」 とあるのは を受けた特別対象組合等」と、 信用事業強化計画に係る附則第五条第 に掲げる事項」とあるのは 六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、 とあるのは 「震災特例組合等」とあるのは とあるのは 「震災特例組合等」とあるのは とあるのは とあるのは 「内容並びに附則第三条第 及び附則第三条第一項第四号に掲げる事項」と、 「附則第十六条第三項の認定」と、 | 附則第三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項 事業年度の終了の日を終期とするものに限る。 一特別信用事業強化計画の実施期間 項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に 項第四号に掲げる事項及び収益の見通し」 「内容」と、 と 「特別対象組合等」と、 「附則第十六条第三項の認定」と 「附則第三条第一 「特別信用事業強化計画の実施期間 「特定優先出資等の」とあるのは 事業年度の終了の日を終期とするもの 同条第五項中 「特別対象組合等」と、 「内容並びに附則第三条第 「附則第十六条第三項の認定を受 項第二号及び第三号に掲げる 「附則第十六条第三項の認定 一項の決定を受けて取得した 「内容」と、 項 第 附則第十条第一項中一 「前条第 一号から第四号まで 「震災特例組合等 附則第九条中 (五年を超えない 同条第三項中 一項の決定」 附則第十 と 「計画提出 同条第 項第二 特別 同 五. 当

替えは、 条第二項」とあるのは 則第五条第一 あるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等」と 」とあるのは 「「特定優先出資等の」とあるのは 政令で定める。 項の決定を受けて取得した特定優先出資等の」 「「特別対象組合等」と、 「同条第二項」とするほか、 「信用事業強化計画に係る附 「附則第五条第一項の決定 必要な技術的読 と、 同

(信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定)

第十七条 る旨の認定を申請することができる。 利の全部又は一 の塡補に充てるために当該特定優先出資等に係る優先出資に係る権 のために行われるものをいう。以下同じ。)に伴う資本整理 支援法人以外の者からの支援の受入れであって、 重要な一 林中央金庫と連名で、 以下「資本整理等実施要綱」という。)を主務大臣に提出して、 額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額 主務省令で定めるところにより、 を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、 部の譲渡又は組合員若しくは会員からの出資その他の指定 特別対象組合等は、 部を消滅させることをいう。 信用事業再構築 その財務の状況が、 次に掲げる事項を記載した書類 (合併、 以下同じ。 事業の全部若しくは 資産の額が負債の 信用事業の健全化)を可とす (損失

信用事業再構築の内容

二 資本整理の内容

っては、当該措置の内容構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置を必要とする場合にある。資本整理を行うために次条又は附則第十九条の規定に基づく機

四 その他主務省令で定める事項

再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。たときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、信用事業2 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受け

- | 一 | 当該特別対象組合等について、その財務の状況が、資産の額が| 一 | 当該特別対象組合等について、その財務の状況が、資産の額が
- おける金融機能の維持又は強化に資するものであること。であり、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域に二 資本整理等実施要綱に記載された信用事業再構築の内容が適切
- 資本整理の内容が適切であること。別対象組合等の損失の塡補を行うために必要なものであり、当該三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特
- 定優先出資等を保有する場合には、当該特定優先出資等につき、当該措置が資本整理を行った後に機構が引き続き特別対象組合等に係る特別領第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、四 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、

と認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難である

六 その他政令で定める要件

構の意見を聴かなければならない。 主務大臣は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、機

4 とができる。 実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずるこ 施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出 度において、 めるときは、 三号を除く。 主務大臣は、 当該認定に係る特別対象組合等に対し、 当該事項の適切な実施を確保するため、 に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認 第二項の認定をした場合において、 当該事項のうち 第 その必要な限 当該事項の実 項各号 第

(優先出資の消却に必要な金銭の贈与)

第十八条 申し込むことができる。 手方となる特定農水産業協同組合等 別対象組合等」という。 出資の消却を行う必要があるときは、 に必要な金銭の贈与を行うことを、 は、 当該認定に係る資本整理として特定優先出資等に係る優先 前条第二項の認定を受けた特別対象組合等)又は当該認定に係る信用事業再構築の相 指定支援法人と連名で、 (以 下 機構が、 「相手方組合等」という 当該消却を行うため (以 下 「認定特 機構に

2

前項の規定による申込みを行った認定特別対象組合等又は相手方

3 機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。
委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て、当該申込みに係る金銭運営委員会(農水産業協同組合貯金保険法第十四条に規定する運営

ばならない。
め、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけれめ、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけれる。
機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじ

5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたと5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたと

(損害担保契約に係る損失の補塡)

第十九条 認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、認定特

生ずる損失の一部を補塡するための契約を締結することを、機構に

別対象組合等又は相手方組合等において損害担保契約の履行により

申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象組合等又は相手方

組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかど機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、

3

うかを決定しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたと ちは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象組合等又は相手 対に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じた 約に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じた ときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければな ときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければな ときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければな

(機構の業務の取扱い)

第二十条 前二条の規定による機構の業務は、農水産業協同組合貯金

保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用

する。

(機構の業務の特例)

第二十一条 機構は、当分の間、農水産業協同組合貯金保険法第三十

(新設)

四条に規定する業務のほか、附則第五条第一項の決定を受けて行う

特定優先出資等の取得及びこれに附帯する業務(以下「震災特例業

務」という。)を行うことができる。

2 二中 _ と、 同法第百十六条第一項及び第二項、 四十条の二第二号に掲げる業務及び震災特例業務を除く。 四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは 四十五条第二項及び第四十六条第一項中 は、 あるのは 等による信用事業の再編及び強化に関する法律 事項」とあるのは 業協同組合貯金保険法の適用については この法律又は再編強化法」と、 あるのは 定支援法人。 を除く。 定する震災特例業務 十八号。 十三条第一号中「この法律」とあるのは 「第四十条の二第一号に掲げる業務」とあるのは 号に掲げる業務及び震災特例業務」と、 農水産業協同組合又は再編強化法第三十二条第二項に規定する指 前項の規定により機構が震災特例業務を行う場合における農水産 震災特例業務に係るものを除く。 「借入れ」とあるのは「借入れ 同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第) 」 と、 以下「再編強化法」という。 「業務 「農水産業協同組合 次項において同じ。 (震災特例業務を除く。 同法第三十七条第一項中 「事項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合 (以下「震災特例業務」という。 (震災特例業務を行う場合にあつては 同法第五十一条第二項中) 」 と、 第百十七条第 (同条第一項の借入れにあつて) | |と、) 」 と、 附則第二十一条第一項に規 「この法律又は再編強化法 「この法律」とあるのは 同条第二項中 同法第四十二条第一項中 同法第十五条第五号中 「農水産業協同組合」と 同法第四十四条、 (平成八年法律第百 同法第四十二条の 一項並びに第百三 「第四十条の二第 に係るもの 「業務 「業務 「業務」と) と、 (第 第

2 機構は、震災特例勘定の廃止の際、震災特例勘定に残余があるとにおいて、震災特例勘定を廃止するものとする。 (震災特例勘定の廃止)	業務とみなして同法の規定を適用する。業務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げるこの場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げるこの場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる。	産の分配が行われたことに伴い震災特例勘定に損失が生じた場合にて特定優先出資等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財第二十三条 機構は、附則第十七条第二項の認定に係る資本整理とし(機構における勘定間の繰入れ)	(区分経理) (区分解) (EOCA) (EOCA)
新設)		新設)	(新 設)

_

_

きは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(農林水産省令・財務省令・内閣府令への委任)

の震災特例業務の実施に関し必要な事項は、農林水産省令・財務省第二十五条 附則第二十一条から前条までに定めるもののほか、機構

(新設)

令・内閣府令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰

金に処する。

の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者合を含む。)又は第十七条第四項の規定による報告若しくは資料準用する場合を含む。)及び第十一条第五項において準用する場所則第九条(附則第十条第三項(附則第十一条第五項において

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業

の法人に対しても、

同項の刑を科する。

(新設)

_

をした特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の理事(特定農業第二十七条)次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。)は、百協同組合、信用農業協同組合連合会、特定漁業協同組合、信用漁業をした特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の理事(特定農業

万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべき

ときは、この限りでない。

したとき。
したとき。
一 附則第十一条第一項の認可を受けないで同項に規定する行為を

(新設)

場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について、営管理委員を含む。以下同じ。)又は清算人(第二号にあっては、営管理委員を含む。以下同じ。)又は清算人(第二号にあっては、営・理委員を含む。以下同じ。)とは清算人(第二号にあっては、

、その認可を受けなかったとき。 附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に

刑を科すべきときは、この限りでない。

二 附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告をせ